

公益財団法人への移行と特定保険業開始について (理事長挨拶)

私ども共済団は、保険業法の改正を受けて、厚生労働省と国土交通省の両省より「特定保険業」の認可を取得し、本年4月1日から従来の共済制度と同様の「建設労災補償共済保険」をスタートさせます。

この共済保険事業と同時に、これまで実施してきた育英奨学事業および各種の助成事業を、移行した「公益財団法人 建設業福祉共済団」が従前どおり一体的に推進し、建設業界の発展のために微力ながら尽くして参りますので、引き続きのご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。